

社会福祉法人 八事福祉会 一般事業主行動計画

当法人では、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間

2. 計画内容

- 目標1 計画期間内に、育児・介護休業法、雇用保険法の育児休業給付、労働基準法の産前産後休業についての周知及び男性の子育て目的の休暇の取得促進を図る。

対策

各年 4月 施設内パソコンシステムにより就業規則及び上記諸制度の概要について全職員が閲覧できるようにし、新入職員には、閲覧方法、概要について教育指導する。

平成30年7月～随時 上記諸制度の適用可能な職員に対して、個別の相談、レクチャーをする。

- 目標2 年次有給休暇の取得を促進するための措置を実施する。

対策

平成30年7月 入職時から6か月間使用できる特別有給休暇3日間の付与、入職日から有給休暇10日間の付与、2時間単位での有給休暇取得制度の創設

各年 4月 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況をとりまとめる。
各年 4月 職員連絡会議などで有給休暇取得を促す。

- 目標3 メンタルヘルスサポートの充実を図る。

対策

平成30年7月 メンタルヘルス相談及び時間短縮常勤制度の導入
平成30年12月 職場復帰プログラムの策定